

1 介護予防・生活支援・社会参加の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢者自身の健康づくりと介護予防の取組みが重要です。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加により、高齢者の日常生活の支援が求められています。

2017（H29）年度の介護保険法の改正により、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向けて取り組むことが制度化されました。これを受けて、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを推進するための保険者機能強化推進交付金及び新たな予防・健康づくりに資する取組みに重点化した介護予防保険者努力支援交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金等を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含め、各取組みの一層の強化を図ることが重要です。

県は、次の項目により、市町村による自立支援、介護予防又は重度化防止の取組み等へ支援することで、介護予防・生活支援・社会参加の推進に向けた取組みを進めていきます。

- (1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進
- (2) 日常生活でのICT活用・長寿DXの推進
- (3) 高齢者の社会参加・就労の促進
- (4) 生活支援・介護予防サービスの推進
- (5) 自立支援・重度化防止の推進
- (6) 地域包括支援センターの機能強化

(1) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

① 高齢者の健康づくり

現 状

- 県は、市町村及び関係団体とともに「健康長寿で安心して住み続けることができる山形県」の実現に向け、その施策の方向性についての理解を共有しながら連携・協働するとともに、各々が率先して具体的な活動を展開することにより、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む「県民運動」を推進するため「健康長寿安心やまがた推進本部」を2013(H25)年度より設置しています。
- 県は、運動や食生活改善に係る自発的な健康づくりの取組みを促進し、生活習慣病予防や介護予防に繋げるため、「やまがた健康マイレージ事業」や「やまがた健康づくりステーション創設支援事業」を実施してきました。
- 県は、新型コロナウイルス感染症の発生に対応し、新しい生活様式を実践しながら、個人や少人数で実施することができる高齢者の健康づくりを推進してきました。
- 県は、山形が誇る豊かな食を楽しみながら“オールやまがた”で健康長寿日本一を目指す「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、望ましい食生活の普及・定着を促進してきました。
- 2019(R1)年5月に健康保険法等の一部が改正され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みが構築されました。健康寿命延伸プラン（厚生労働省）では、2024(R6)年度までに全市町村で一体的実施を展開するという目標が掲げられています。
- 県は、山形県後期高齢者医療広域連合及び山形県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村向けの研修会を開催するなどして、一体的実施を支援してきました。

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出機会の減少などにより、高齢者の身体機能の低下や人とのつながりの減少が懸念されます。また、高齢者の低栄養は、免疫力の低下や生活機能の低下を招く恐れがあります。
- 高齢者が健康を維持するためには、フレイル¹の予防が重要であり、そのためには、適切な支援による生活機能の維持向上に向けた取組みが必要です。
- 健やかな高齢期を迎えるために、若いころから望ましい食生活の定着を図ることが重要です。また、低栄養を予防するため、高齢期においても望ましい食生活を継続することが重要です。
- 健康寿命の延伸と生活の質(QOL)の向上に向け、市町村の健康部門と介護部門及び地域の関係機関との連携した取組みが必要です。

¹ 「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると、「『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。

深化・推進のポイント

■ 県民運動の推進による健康づくりの習慣化

施策の推進方向

- 県は、「健康長寿安心やまがた推進本部」を中心に、市町村及び関係団体との連携により「健康長寿で安心して住み続けることができる山形県」の実現に向けた県民運動を推進します。
- 県は、高齢者の健康づくりに「新型コロナに負けない身体づくり」という新たな視点を取り入れ、「食」と「運動」を切り口とした健康づくりを推進します。
- 県は、フレイルの予防に向け、望ましい食生活の普及や口腔機能の管理を含む口腔ケアの推進、運動習慣の定着や社会参加を推進します。
- 県は、米沢栄養大学、民間事業者及びその他の関係団体と連携し、望ましい食生活の情報の発信や普及・定着を促進します。
- 県は、山形県後期高齢者医療広域連合及び山形県国民健康保険団体連合会と連携し、先進事例の提供等を行い、市町村の保健事業と介護予防の一体的な実施を支援します。
- 県は、介護予防の取組みや保健事業に従事する者の人材育成等により市町村への支援を行います。

評価目標

評価目標項目	現状 2016 (H28) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
運動習慣のある高齢者(65歳以上) の割合	男性 49.5%	58%	58%
	女性 47.2%	48%	48%

② 住民主体の通いの場での介護予防

現 状

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもので、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。
- 県内に月1回以上開催の住民主体の通いの場は、1,227か所創出されており、高齢者の参加率は、6.2%となっています(2019(H31)年3月時点 厚生労働省老健局老人保健課調査)。

- 県では、住民主体の通いの場の充実のため、専門職団体と連携し、介護・フレイル予防プログラムを作成しました。
- 県では、専門職団体と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により外出を自粛されている高齢者向けに、生活不活発を予防するための、運動・口腔・栄養等の情報を記載したリーフレットを作成しました。

課題

- 住民主体の通いの場は、高齢者の「参加」「活動」の受け皿の一つとしての役割を担う重要な機能であることから、更なる拡大が必要です。
- 通いの場へ的高齢者の参加率を高め、更に介護予防を推進していく必要があります。
- 通いの場の取組みは、住民主体を基本としつつ効果的な専門職の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要です。
- 多くの通いの場では、体操等の運動を主とした活動を行っていますが、介護・フレイル予防には、運動・口腔・栄養等の総合的な視点が重要であり、高齢者に情報提供を行っていくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、外出の機会が減少し交流の機会が減ることにより、認知症の悪化、筋力の低下、フレイル、孤立及び精神的な不安を感じる高齢者の増加が考えられます。
- 高齢者の心身の健康確保を図るためにも、新型コロナウイルス感染防止対策をとったうえで通いの場を開催することは極めて重要です。

深化・推進のポイント

- 住民主体の通いの場の拡大・充実
- コロナ禍でも持続可能な通いの場の検討

施策の推進方向

- 県は、通いの場の更なる普及・拡大を図るため、その担い手を養成するとともに、研修等の実施により担い手の資質向上を図ります。
- 県は、市町村が開催する通いの場代表者研修会等に専門職を派遣し、介護・フレイル予防プログラムの普及を促進します。
- 県は、市町村と連携し、通いの場の感染防止対策について支援していきます。
- 県は、ICT機器を活用した通いの場のモデル事業実施により、コロナ禍にあっても持続可能となる新たな運営手法を検討するとともに、高齢者がICT機器を抵抗感なく活用できる意識の醸成と活用能力の向上を図ります。

評価目標

評価目標項目	現状 2018 (H30) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
月 1 回以上開催の通いの場の創出数	1,227か所	1,719か所	1,800か所
住民主体の通いの場への参加率	6.2%	8%	9%

(2) 日常生活でのICT活用・長寿DX¹の推進

現 状

- ICT機器の活用により、日常生活の様々な場面で利便性が向上しています。高齢者においても、ICT機器の活用は進みつつありますが、活用への抵抗感や機器操作が不慣れであることなどから、まだまだ活用の広がりを欠いている状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生により、3密（密閉、密集、密接）を避けた新しい生活様式への対応が求められています。高齢者の通いの場では、一時休止を余儀なくされ、この間、高齢者の運動機能の低下や自宅に閉じこもりがちになるなどの課題が見られました。

課 題

- 高齢者が、抵抗感なくICT機器を活用できる意識の醸成と活用能力の向上を図っていく必要があります。
- コロナ禍にあっても、住み慣れた地域で人と人の繋がりを保てる環境づくりが必要です。

深化・推進のポイント

- 高齢者によるICT機器の活用促進

施策の推進方向

- 県は、高齢者に対し、ICT機器の活用により日常生活の利便性が向上することなど、広くその可能性について周知していきます。
- 県は、高齢者がICT機器を抵抗感なく活用できる環境づくりを支援していきます。
- 県は、ICT機器を活用した通いの場のモデル事業実施により、コロナ禍にあっても持続可能となる新たな運営手法を検討するとともに、高齢者がICT機器を抵抗感なく活用できる意識の醸成と活用能力の向上を図ります。

¹ DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは、高速のインターネットや人工知能(AI)などのITによってビジネスや生活の質を高めていくこと。

(3) 高齢者の社会参加・就労の促進

① NPO、ボランティア、老人クラブ、シルバー人材センター

現 状

- 2020 (R2)年3月末現在、NPO法人の認証を受けているのは442法人で、このうち「保健、医療、福祉の増進を図る活動」を目的としているのは286法人となっています。
- 県は、2008 (H20)年4月に「やまがた社会貢献基金」を設置し、県民や企業の寄付により資金面からNPO法人やボランティア団体を支える事業を幅広く展開してきました。
- 老人クラブは、高齢者の孤立防止のための声掛け等の友愛訪問活動、スポーツ大会の開催及び介護予防等の活動に取り組んでおり、最小単位の単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、県老人クラブ連合会及び全国老人クラブ連合会という体制により運営されています。
- シルバー人材センターは、高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省委託事業）により、新規会員を増加させるため、高齢者の就業に関する啓発や就業体験、技能講習等を実施しています。

課 題

- 引き続きNPO法人やボランティア団体の活動基盤の強化を図る必要があります。
- 老人クラブの会員数は、年々減少が続いており、県全体で2020 (R2)年4月現在、37,000人を割っています。毎年約3,000人の会員数減少が続き、加入対象となる60歳以上の人口に対する加入率は8.4%まで低下しています。
- シルバー人材センター会員の平均年齢は上昇し、また、平均在会期間も年々短くなってきています。今後ますます入会者の減少と高齢入会者の増加が見込まれます。

深化・推進のポイント

- 多様な社会参加の場の確保

施策の推進方向

- 引き続き「やまがた社会貢献基金」により資金面からNPO法人やボランティア団体を支える事業を幅広く展開していくことで、NPO法人等の活動基盤の強化に繋げていきます。
- 県は、地域に密着した貴重な社会資源である老人クラブの活動活性化を支援します。
- 県は、シルバー人材センターが実施する技能講習会等の事業による、生活支援サービスに係る知識、技能を持つ会員の養成を引き続き支援します。

② 社会活動への参加促進、学習機会の確保

現 状

- 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な組織であり、地域のニーズに応じた様々なボランティア活動を実施するなど、高齢者の生きがいと健康づくりを進めており、高齢者が高齢者を支える受け皿としての役割も期待されています。
- 県は、山形県健康福祉祭（ときめきねりんピック）を開催し、スポーツや趣味を通じた社会参加を進めています。また、全国健康福祉祭（ねりんピック）に選手団を派遣し、全国の共通の競技・趣味の方々との交流を進めています。
- 県は、山形県ボランティア・市民活動振興センターを支援し、ボランティア活動を促進しています。
- 県内在住の概ね65歳以上を対象に、各市町村等において、地域住民の交流や健康づくり、スポーツ・レクリエーション等に係る生涯学習事業が企画され、その開催回数も増加傾向にあり、生涯を通して学習意欲の高い元気で生き生きとした高齢者が増えて行くような環境づくりを支援しています。
- 2017(H29)年度からすべての市町村で実施している介護予防・日常生活支援総合事業では、多様な主体によるサービス提供が可能となっています。

課 題

- 高齢者のボランティア活動は社会参加の有効な手段であり、知識、特技・技能を活かした活動を促進する必要があります。
- 高齢者の人数は、今後も増加が見込まれることから、各市町村等が行っている生涯学習事業に加え、高齢者の学習ニーズを的確に把握し、さらに、大学、NPO等の関係団体との連携のもと、自らの生活を豊かにし健康づくりに効果的な学習プログラムの創出を図る必要があります。
- 高齢者が生きがいを持って社会参加ができるように、地域を豊かにする社会活動を通し、高齢者が社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。
- 高齢者の多様なニーズに対応するため、多様な主体によるサービスをさらに広げていくことが求められています。

深化・推進のポイント

- 高齢者の多様な社会参加の促進

施策の推進方向

- 県は、高齢者の文化・スポーツ等を通じ、世代間の交流や生きがい、健康づくりを促進するため、山形県健康福祉祭を毎年開催するとともに、「全国健康福祉祭」に本県選手団を派遣します。

- 県は、ボランティア・市民活動振興センターによる地域に根差したボランティア活動に関する相談窓口の設置、啓発事業などの取組みを実施することで、高齢者のボランティア活動を促進します。
- 県は、生涯学習事業の好事例を収集し市町村等に提供することや、大学、NPO等の関係団体との連携のもと、各市町村等が実施する高齢者対象の生涯学習事業の更なる質的向上を図ります。
- 県は、高齢者の豊富な経験や知恵を地域づくり等に生かし社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境をつくるために、地域を豊かにする各種社会活動（地域学校協働活動¹への指導者としての参画、スポーツ活動、文化活動、文化伝承活動、健康増進活動）の促進を図ります。
- 県は、地域住民等を対象として生活支援の担い手を養成し、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体によるサービス事業の充実を支援します。また、養成した担い手候補者を地域の通いの場や生活支援の拠点に繋ぐ取組みにより、高齢者が活躍できる仕組みづくりを推進します。

③ 多様な就業機会の確保

現 状

- 2006(H18)年4月から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢者雇用安定法」という。）」により、希望者全員を65歳まで再雇用することが義務付けられており、2012(H24)年11月に改正された「高齢者等職業安定対策基本方針（厚生労働省）」においても、60歳以上の就業率の向上を目指すため、希望者全員の65歳までの雇用確保措置をすべての企業で講じることを求めています。また、高齢者雇用安定法の一部改正により、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする「高齢者就業確保措置」が2021(R3)年4月1日より施行されます。
- 県内においては、2019(R1)年6月1日現在、31人以上規模の企業1,632社のうち99.9%の企業が高齢者雇用確保措置を実施しています（2019(R1)年11月22日山形労働局発表）。
- 県では、介護人材のすそ野の拡大を図るため、2016(H28)年度に介護職員のアシスタントを養成する介護就労支援事業を実施し、就労を希望する高齢者の社会参画を促進しました。2019(R1)年度からは、「介護に関する入門的研修」を県内各地域で開催し、より多くの方の介護助手としての就労促進を図っています。
- 県は、農業従事者の減少が進んでいる中、高齢者も含めて、担い手となる人材を確保・育成していくため、就農相談から営農定着まで、経営の発展段階に応じた支援を行っています。また、農繁期における短期的な労働力を確保するために高齢者を雇用している事例があります。
- 県は、住民主体の生活支援・介護予防の拠点でサービスを担う人材の養成に向け、元気な高齢者を対象とし、習熟度に応じたきめ細かい講座を開催し、担い手の創出に取り組んでいます。
- 2020(R2)年度から、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、各市町村において就労的活動支援コーディネーター²を配置することができるようになりました。

1 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

2 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合う活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する活動を行う者のこと。「就労的活動支援員」ともいう。

課題

- 高齢化が進み、労働力が減少する中で、知識と経験を有した高齢者が社会の担い手として、年齢に関わりなく意欲と能力に応じて活躍することができる環境を整備することが重要であり、就労を通じて、高齢者の力を発揮し、生きがいつくりと地域の活力向上に寄与するシルバー事業の役割は一層大きくなっていきますが、一部のシルバー人材センターでは会員数の減少によって、厳しい運営状況が続いています。
- 介護助手を受け入れる介護事業者が少ないため、介護事業者の理解を促進する必要があります。また、受け入れ体制が整備されていない介護事業者への支援も必要です。
- 本県農業の発展を支える人材を確保していくためには、担い手となる新規就農者の確保・育成を加速化するとともに、高齢者を含めた多様な人材を広範に呼び込み、本県農業を支える担い手として確保・育成していくことが必要です。
- 住民主体の生活支援・介護予防の拠点を全県的に広げていくには、さらにその担い手を創出していく必要があります。
- 2020 (R2)年現在、県内で就労的活動支援コーディネーターを配置している市町村はありませんが、高齢者の社会参加等を促進するため、配置を支援していく必要があります。

深化・推進のポイント

■ 高齢者への多様な就業支援

施策の推進方向

- 県は、高年齢者の安定した雇用機会を確保するため、山形労働局と連携して継続雇用制度等の周知を図るとともに、県内企業に対して「70歳まで働ける企業」の普及を促進します。
- 県は、就業を希望する高年齢者に対して、その機会を確保・提供するシルバー人材センターの運営を支援します。
- 県は、引き続き、高齢者を含めた多様な人材層を介護助手として養成し、就労を支援するとともに、介護助手を受け入れる介護事業者の環境整備を支援し、事業に対する理解促進を図ります。
- 県は、関係機関と連携しながら、高齢者を含めた就農希望者と求人側の農業者とのマッチング機会の増加を図るとともに、就農に向けた相談から就農後の定着までの各段階に応じた総合的な支援を行います。
- 県は、シルバー人材センター等を通し、農作業に従事する人材登録の働きかけや技術習得のための研修等を行います。
- 県は、市町村における就労的活動支援コーディネーターの配置について、全国の好事例を発信する等の支援を行っていきます。
- 県は、住民主体の生活支援・介護予防の拠点においてサービスを担う人材を養成するとともに、拠点到繋ぐこと等により担い手の確保を支援します。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年
介護助手就労支援事業就業マッチング数（介護助手創出数） （累計：2016 (H28) ～）	53人	102人	130人

(4) 生活支援・介護予防サービスの推進

現 状

- 一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることや、地域の商店の廃業、公共交通機関の撤退などにより日常生活上の支援体制の充実・強化が求められています。
- 県は、2015(H27)～2016(H28)年度に、空き家等の既存の建物を活用し、高齢者自身が担い手として生活支援サービスや介護予防活動などを行う拠点を立ち上げるモデル事業を実施しました。
- また、2017(H29)～2020(R2)年度には、住民主体の生活支援・介護予防を行う拠点（福祉型小さな拠点）の立ち上げを支援し、2020(R2)年8月現在で86か所整備されています。
- 県は、住民主体の生活支援・介護予防サービスの担い手養成に向け、元気な高齢者を対象とし、習熟度に応じたきめ細かい講座を開催し、担い手の創出に取り組んでいます。
- これらにより、通所型サービスB¹の数は増加しましたが、全県的に広がっているとはいえない状況です。
- 担い手養成講座受講生に実施したアンケートによると、現在活動していない方の割合が約4割で、そのうち約3割の方が「既に活動している団体に協力したい」、もう3割の方が「仲間と活動したい、または活動する予定がある」と回答しています。
- 生活支援・介護予防サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク構築などを行う生活支援コーディネーターが全市町村で配置されています。
- 高齢者の増加のほか、障がい者、ひきこもりなど、地域社会で支援を必要とする人が増加しており、身近な相談役である民生委員・児童委員の役割がますます重要になっています。
- 県は、民生委員・児童委員に対し、社会福祉制度への理解を深めるとともに相談援助活動等を行う上で必要な知識等の習得など資質向上に向けた各種研修を実施しています。
- 地域の商店の廃業や公共交通機関の撤退などにより、特に過疎地域においては、買い物困難者が顕在化し、地域の危機感が高まっています。
- 2017(H29)年度に、希望する市町村、県関係課室からなる「買い物ワーキングチーム」を立ち上げ、課題などを共有し、先行事例の横展開を図っています。
- 県では、市町村と連携し、住民主体の団体が行う移動販売、店舗設置、宅配、移動手段確保等への取組みを支援するとともに、アドバイザー派遣を行っています。

課 題

- 高齢者の多様なニーズに応えるためにも、通所型サービスBだけでなく、訪問型サービスBも併せて全県的に広げていく必要があります。
- 生活支援コーディネーターが担当地域で効果的に機能するために、地域課題を把握する技術や関係者間の調整能力の向上が必要です。
- 民生委員・児童委員の日常的な活動については、必ずしも住民に十分知られていないという面があるほか、住民が抱える課題の複雑化・多様化に伴う負担の増加等から、民生委員・児童委員

¹ 市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の類型の一つで、住民ボランティア等、住民主体によるサービスのこと。通所型と訪問型に分かれ、通所型は自主的な居場所づくりを、訪問型は生活援助等を行う。

の確保が困難になってきています。

- 地域の高齢化により、今後ますます買い物困難者の増加が懸念され、全県的な課題として取り組む必要があります。
- 買い物支援の取組みの地域での普及に向け、採算性の確保や担い手不足などの課題、地域の実情にマッチする手法などについて、さらなる検討が必要です。

深化・推進のポイント

- 通所型・訪問型サービスBの拡大
- 生活支援コーディネーターの資質向上

施策の推進方向

- 県は、市町村と連携し、これまで実施してきた通所型サービスBの立ち上げに加え、訪問型サービスBの立ち上げにも支援していきます。
- 県は、住民主体の生活支援・介護予防の拠点にアドバイザーを派遣し、運営組織の立ち上げや機能的な運営に向けた支援を行います。
- 県は、通所型・訪問型サービスBを全県的に広げていくため、その担い手を養成するとともに、担い手確保の取組みとして、ボランティアポイント¹活用等の好事例の発信を行っていきます。
- 養成した担い手候補者を通所型・訪問型サービスBに繋ぐことでサービスの充実を図ります。
- 県は、生活支援コーディネーターに対し、住民の生活課題への対応力向上を目的とした研修や情報交換の実施により、資質向上及び広域でのネットワーク構築のための支援を行います。
- 県は、民生委員・児童委員の制度や活動内容について、県の広報誌や県のホームページ等で県民に広く周知するとともに、山形県民生委員児童委員協議会と連携して民生委員・児童委員の資質向上に向けた各種研修を実施し、委員が活動しやすい環境を整えます。
- 「買い物ワーキングチーム」の構成団体や内容、県の支援の在り方について検討を進め、さらなる充実を図ります。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
担い手養成講座(実践講座)受講者数 (累計:2015(H27)～)	196人	240人	262人
生活支援コーディネーター資質向上 に向けた研修等受講者数 (累計:2016(H28)～)	236人	480人	602人

¹ 65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与。たまったポイントに応じて、商品交換等を行うことにより、ボランティアの推進、介護予防の推進を図る。

(5) 自立支援・重度化防止の推進

現 状

- 介護保険の理念は「自立支援」で、高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこととされております。
- 県は、2014(H26)～2015(H27)年度に、県内各地域において、介護事業所による自立支援についての啓発セミナーを開催し、意識醸成を図ってきました。
- 要介護認定を受ける主な原因として、生活不活発の場合に起こり得る、高齢による衰弱、転倒・骨折、関節疾患などがあり、これらは特に要支援や軽度の要介護の方に多くみられます。
- 県は、2014(H26)年度から、生活不活発等が原因で日常生活に課題を抱える高齢者のQOL（Quality of Life：生活の質）向上のため、複数のリハビリテーション等専門職を交えて検討を行う自立支援型地域ケア会議の普及事業を実施し、会議に助言者として参加するリハビリテーション等専門職の派遣調整等を通じて自立支援に資するケアマネジメントの推進に向けた支援を行っています。2017(H29)年度からは、すべての市町村で自立支援型地域ケア会議が実施されています。
- 県は、自立支援型地域ケア会議へのリハビリテーション等専門職の派遣拠点として、2015(H27)年度から山形県地域包括ケア総合推進センターを設置しています。
- 2017(H29)年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケアシステム強化法）」においても、自立支援・重度化防止に向けた取組みが制度化されています。
- 県は、2018(H30)～2020(R2)年度に、高齢者の自立支援を先進的に実施している事業所の支援ノウハウを山形県内の事業所に取得させるモデル事業を実施し、4事業所を創出しました。
- 県は、専門職団体や山形県地域包括ケア総合推進センターと連携し、市町村に対し、自立支援型地域ケア会議の開催支援を実施することで会議開催数の増加を目指していますが、参加者に会議の必要性を伝えきれていない市町村があることや、新型コロナウイルス感染症の影響等により開催回数が増加していない状況にあります。

課 題

- 市町村が実施する自立支援型地域ケア会議が、高齢者の介護予防・重度化防止に必要な取組みであることの理解が促進され、継続的かつ効果的なものとして定着する取組みが必要です。
- 高齢者のQOL向上のため、自立支援型地域ケア会議に参加するリハビリテーション等専門職、市町村職員、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所職員及びサービス提供事業所職員等の資質向上が求められます。
- 市町村は、自立支援型地域ケア会議で明確になった地域課題に対応した事業実施が必要です。
- 自立支援型地域ケア会議における具体的な助言を踏まえた自立支援型のケアマネジメントを実行するためには、介護サービス提供事業所の理解による高齢者の生活課題の解決に向けたサービスの提供（生活機能の向上支援）が求められます。
- 介護サービス提供事業所は、介護保険の理念である自立支援・重度化防止（高齢者の生活の質の向上）の視点を持ち、利用者との同意の上、実践できることが求められます。

- 要介護状態になることを防ぎADL・IADL¹といった生活行為の改善や社会参加を支援するため、専門職が短期間で集中的に行う予防サービス（サービスC）に取り組む事業所の拡充が必要です。

深化・推進のポイント

- 自立支援型地域ケア会議の充実・定着
- 会議参加者の資質向上
- 自立支援・重度化防止を实践できる事業所の普及

施策の推進方向

- 県は、専門職団体等と連携し、市町村に対し、定期的な自立支援型地域ケア会議の開催への支援を行うとともに、会議運営の技術的な支援により、会議の充実・定着を推進します。
- 県は、自立支援型地域ケア会議での役割に応じた研修を実施し、関係者の資質向上を図ります。
- 県は、自立支援型地域ケア会議で明確になった地域課題への対応のため、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業構築や効果的・効率的な実施に向けた支援を行います。
- 県は、介護サービス提供事業所の自立支援・重度化防止を実現するため、モデル事業で取得した先進的介護サービス提供事業所の支援ノウハウを県内全域へ普及拡大することにより、市町村の取組みを支援します。
- 県は、市町村が行う介護サービス提供事業所等向け研修会に対して、専門職団体等と連携し、リハビリテーション等専門職の派遣調整体制を整備することで、市町村の自立支援・重度化防止に向けた取組みを支援します。
- 県は、専門職団体と連携し、自立支援・重度化防止に資する取組みを推進する市町村を支援していきます。

評価目標

評価目標項目	現状 2019 (R1) 年度	目標	
		2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度
自立支援型地域ケア会議の開催回数	363回	400回	420回

¹ ADL(日常生活動作)は、「食事・排泄・着衣・移動・入浴・整容」などの日常生活における基本的な動作のことを指す。IADL(手段的日常生活動作)は、日常的な動作の中でも、「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指す。

(6) 地域包括支援センターの機能強化

現 状

- 地域包括支援センターとは、高齢者の総合的な相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援などを担う、地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、各市町村の日常生活圏域を基本に設置されています。
- 本県の地域包括支援センターの設置数は、2020(R2)年10月1日現在75か所となっています。
- 2017(H29)年の介護保険法改正により、地域包括支援センター設置者及び市町村によるセンター事業実施状況の評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、機能強化のための必要な措置を講じなければならないとされました。

課 題

- 地域包括支援センターの職員は、新任職員、中堅職員、管理者等それぞれの経験・専門性に応じて求められる役割が拡大しています。
- 幅広い相談に対応するためには、これまで以上の幅広い分野の関係機関との連携が必要となることから、職員一人ひとりの知識、相談対応力等の更なる向上が必要です。
- 地域包括支援センターが地域に求められる機能を適切に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があります。

深化・推進のポイント

- 包括的な支援体制に向けた幅広い分野との連携促進

施策の推進方向

- 県は、地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。
- 県は、地域包括支援センターの事業評価に係る評価結果の提供等を通じ、センターの機能強化の取組みを支援していきます。

評価目標

評価目標項目	現状 2019(R1)年度	目標	
		2023(R5)年度	2025(R7)年度
地域包括支援センター現任職員研修受講者数（累計:2015(H27)～）	381人	621人	741人